(農林水産委員会)

地 方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、 地方農 政事 ,務所及び北海道 農 政 事 · 務 所 の 設 置

に関し承認を求めるの件 (閣承認第一号) (衆議院送付)要旨

本承 認 案 件 は、 消 費者 保 護 を 層 重 視 U た 新た な食品安全行政の確 立を図るとする、「 食品安全 行 政 に 関

す る 関 係 閣 僚 会 議 の 取 IJ ま とめ の 趣旨を受けて、 農林水 産 物 の食品としての 安全性の 確 保 に 関 す る 事 務 及

び 主 要 食 糧 事 務 等 の 所 掌 事 務 の 円 滑 か つ 効 率 的 な 遂 行 を 図 る た め、 地 方 農 政 局 所 在 府県 以 外 の 各 都 府 県 に

地 方 農 政 局 の 分 掌 機 関とし て 地 方 農 政 事 務 所 を 設 置 ŕ そ の 位 置 は 各 都 府 県 庁 所 在 地 とするとと も に 地 方

農 政 局 の 置 か ħ て い ない 北 海 道 につい τ ιţ 本 省· 直 轄 の 北 海 道 農 政 事 務 所 を設置 ŕ そ の 位 置 は 札 幎 市とす

るものである。